

## 西村ジョイ観音寺店(Aエリア)

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成20年10月14日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 意見の対象となった届出に係る公告  
平成20年6月6日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出）
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地  
西村ジョイ観音寺店（Aエリア） 観音寺市坂本町6丁目甲1337番1ほか
- 3 法第8条第1項の規定により観音寺市から聴取した意見の概要
  - （1） 観音寺市の主要幹線道路に面した位置にあり、開店時刻が朝の通勤、通学時間と重なるため交通渋滞を起こすおそれがあり、交通対策には特に配慮すること。
  - （2） 店舗の増床や駐車場の増設等における騒音等の環境対策や防犯対策に充分配慮した上、近隣地権者と協議すること。
- 4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要  
該当なし
- 5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市経済部部商工労政課
縦覧期間	平成20年10月14日（火曜日）から同年11月14日（金曜日）まで